

平成20年6月議会 八尾春雄一般質問

青木議長 それでは、休憩を解き再開いたしますよ

次に、八尾君の発言を許します。10番、八尾君！

八尾議員 10番議員の八尾春雄でございます。定例議会における初質問でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は23年前に広陵町に、妻の実家があるということで転入をしまして、町民としてはこれで23年になりました。この間、不正腐敗のない過ごしやすい町にするためにいろいろなところで頑張っておりましたが、先達での選挙で今度は議員として住みやすい町にするために力を尽くすと、こういう役割を担う決意をいたしました。我が党日本共産党は、1951年、昭和26年の第2回一斉地方選挙で、合併前の箸尾町で初めて議席いただいてから57年の歴史がございます。8年間の空白がありましたけれども、住民の皆さんの声を届けて、しっかりと活動をしたということやってまいりました。今後ともこの決意に変わりはありませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは質問に入ります。6項目でございます。

第1は、旧清掃センター撤去と跡地利用に関する件でございます。

5月9日の全員協議会でもるる説明をいただきましたが、重要なことについてはこの議会でしっかりとご答弁いただくことが肝要でございます。

1番目、工事の安全対策やダイオキシン、石綿等の飛散で健康被害が出ないように、防止をするための方策についてはいかがでしょうか。

2番目、地元住民、各自治会への事前説明と了解を得ることについてどのように取り組んでおられるのか、また、今後取り組もうとしておられるのか、お尋ねをいたします。

3番目、跡地利用の計画と収入見込みについて、土地造成を伴わないやり方で素地で売却した場合に、差し引き4億7,000万円の臨時収入が入る見込みだそうですがけれども、どのような活用方法を考えておられるのか、回答をお願いいたします。

質問項目の**2項目は、後期高齢者医療制度に関する件**でございます。

今回、毎日のようにあちこちで悲鳴のような声が言われております。大変大きな問題でございます。この議会では天引きのことについてと健康診断のことについて絞って質問をいたします。

1つは、掛金を年金から天引きすることについて、ご本人の申請があったわけでもありませんし、或いは同意をしてくれというふうに頼んだわけでもないのに、法律で決めたから、或いは広域連合で確認をしたからということになったのでしょうか。一体だれがこういうことを決められたのか。むしろ年金を受け取る権利、生存権、或いは平等権、こういうものに対する侵害ではないかと思われまます。この点について見解を承ります。

2つ目、制度導入以降、4月1日から町役場にいろいろ問い合わせや苦情の連絡やら窓口での対応があったかと思えます。何件、何人の方からどのような内容であったのか、お示ください。

それから、国保の加入者と後期高齢者医療制度の健康診断について、今回法改定がありましたけれども、どのような差があるのか、ご回答をお願いします。

3番目でございます。**町づくりに関する件**です。

各自治会から地区計画の申請がありました。私の住まいしている自治会でも昨年12月の4日に町に申請をいたしております。その後、町の準備や県との調整についての進捗状況はいかがでございますか。また、自治会への中間的な報告だとか調整とかは実行しておられますか、またその内容について。それと、3月議会で、私も傍聴いたしておりましたが、12月議会を目途に条例を提案するというふうに行っておられわけですが、関係のところからスケジュール表をいただいておりますけれども、来年3月の議会での提案というふうに変更しておられます。これは一体なぜなのかということを説明をお願いします。

それから、広陵町開発指導要綱を守らせるためにどのように取り組んでおられるのか。先ほど吉田議員の

質問に対する回答で、フクダ不動産の件が一戸建てということで方向を明確にされたというお話を聞いて、私ほっとしておりますけれども、この件については非常に重要な事項でございますので、なかなか時間もかかりましたので、今後これをきちんと関係者に周知徹底をする方策についてお尋ねをいたします。

3番目に、馬見北5丁目の石材置き場やスクラップ置き場の問題がまだ解決を見ておりません。どのように対応しておられるのかについて回答求めます。

大きな質問事項の**4番目、防災センターに関する件**です。

この一般質問通告要旨を提出したのは、私、6月2日の11時7分というふうになっておりまして、9日の日の議会開始前に町長さんから重大な変更の中身が明らかにされました。防災センターに関する予算の凍結をしたんだと、こういうお話でございました。ということで、ちょっとかみ合わなくなりましたけれども、一番重要なことは、財政状況逼迫しているというふうの説明しておきながら、今回、このようないたらくでございまして、一体どういうふうに吟味して、どういうふう準備されて、どういうふうに手続をしてこられたのか、また計画を凍結したいということですが、その理由についてお尋ねをいたします。

5月15日の講演で、芦屋市の語り部の谷川三郎さんの講演について、私、本当に感銘を受けました。このことも参考にしながら、今後どのような防災に対する取り組みをされていこうとされておられるのかについて、ご回答をお願いいたします。

大きな**5番目**でございます。**イズミヤの誘致に関する件**。

県の許可、国の同意は取りつけられましたか。地権者の同意は得ておられますか。また、どのように説明しておられますか。雇用だとか税収の確保の見通しはどうか。また、近隣住民への説明はどのような内容で、どの程度行っておられますか。車が大変たくさん来ると思います。5,000平方メートルを超えるような大きな店舗でございますので、渋滞対策、それから子供たちの通学路の対策についてどのように考えておられるのか、ご回答をお願いします。

最後の**6番目**は、**ごみ行政に関する幾つかの件**でございます。

SSサイズ、10リットルサイズのごみ袋を条例の変更によりましてこの4月1日から販売をする予定になっておりましたが、4月、5月はどうもそれが実現できませんでした。だれがどこでどういうふうな決裁をされたのか、ご答弁をお願いします。

それからごみの分別について、今、分別がきちんとできておられる方とおられない方の格差が相当にあるように思います。特に他の市町村から転入をしてこられた方に対する働きかけ、学習の機会をどういうふうに確保していこうとされておられるのか質問をいたします。それから、新クリーンセンターは私も行ってまいりましたが、労働環境はなかなか厳しいものがあります。暑さ対策、事故防止についてどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

以上6項目よろしくお願いをいたします。

第1回目の回答(平岡町長)

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁願います。平岡町長！

平岡町長 ただいま八尾議員からご質問ありましたこと、お答えを申し上げたいと思います。町民として23年になるようでございますが、町のために頑張るといふ決意をお述べいただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

このたび6項目のご質問でございまして、順を追って答弁申し上げます。

まず1番、**旧清掃センター撤去と跡地利用に関する件**でございます。

ダイオキシン類の安全対策であります。解体作業に先立って、まず建物全体のダイオキシン類を除去するため、部屋ごとに負圧機で負圧した後、洗浄水により撤去します。ダイオキシン類が含まれていない状態にした後、解体作業に入ります。したがって、解体による粉じん飛散のダイオキシン類の影響は完全に撤去する方法となっております。

2番の地元説明ですが、事前に調査しましたダイオキシン類の結果内容や敷地外の調査も含め、自治会と

は十分協議をさせていただいております。また、管理棟を集会所として利用いただくことや、環境学習施設の利用、跡地の処分、現馬見南3丁目の集会所の処分等についても協議を重ね、自治会の皆さんにもご理解をいただいております。解体中の具体的な説明については、業者が決定した後、役場、業者、自治会の三者で今後の進め方を確認しながら進めることとなっています。

3つ目の跡地の素地売却を実行した場合には、ご指摘のとおり単年度に大きな収支差益を生むこととなりますので、当面は財政調整基金への積立金として予算組み入れを予定しています。こうした財源の活用や運営においては、今後の町の最重要、重点施策を優先に、新清掃施設建設事業債の繰り上げ償還金への充当も考慮しながら、中・長期財政計画に反映させてまいりたいと考えております。

2番目の、**後期高齢者医療制度に関する件**でございますが、保険料を年金から特別徴収することにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)でございます。第107条、保険料の徴収方法が規定されており、これは平成18年6月21日に公布された法律第83号により改正された条文であります。法律の改正につきましては、国において適正な手続を経て定められ、施行されたものであります。国では今、改正案を検討されているところであります。助け合いの仕組みの中で、被保険者の方に保険料負担いただく際の徴収方法を定めたものであり、一方では所得に応じた保険料の軽減措置も講じられていることから、生存権や平等権の侵害とは言えないものと考えます。

次、制度導入以降、問い合わせや苦情の件数はどうなのか、その対処についてご質問をいただきました。長寿医療制度が開始された後の問い合わせや苦情についてであります。広陵町においての状況を申し上げます。5月末までの時点で電話や窓口へ来られた方を合わせまして約300件の問い合わせと約20件の苦情をいただいております。いずれも個々の被保険者情報を見させていただきながら、丁寧、詳細に説明をさせていただき、ご理解をいただいているところです。

次に、後期高齢者医療制度の健康診断にどのような差があるのかというご質問でございます。国民医療保険と長寿医療制度の健康診断の違いについてお尋ねいただいております。本年度から始まります国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査と長寿医療被保険者を対象とした健康診査のいずれも、受診される際の個人負担金を他の市町村に先駆けて無料とさせていただくことにいたしました。

健康診査の内容の違いですが、国民健康保険の特定健康診査は県内医療機関でお受けいただく個別健診と保健センターでの集団健診の2本立てで行います。長寿医療制度の健康診査は、個別健診のみとさせていただいております。健康診査項目につきましてはいずれも基本的に同一で、身体計測、身体診察、血圧測定、脂質、血糖、肝機能の各血液検査、検尿等の検査を行います。身体計測のうち腹囲は国保の特定健康診査のみとなっています。既に生活習慣病などにより医療機関で受診されておられる方は、重複となるためこれらの健診をお受けいただく必要はありません。

次に、3番の**町づくりに関する件**でございます。

ご質問の地区計画ですが、現在、馬見南3丁目と馬見北5丁目の自治会と調整のうえ、策定に着手しており、12月議会を目途に提案できるよう努力しております。

次にご質問の、馬見南4丁目のマンション建設ですが、先ほど吉田議員にお答えしたとおりであります。あくまで広陵町開発指導要綱を開発業者に適切にご説明申し上げているところです。

次に、ご質問の馬見北5丁目の土地ですが、過去に利用について指導した経緯があり、現在は改善されたと思っています。今後、生活環境への悪影響があれば、改善の指導を行っていきたいと考えています。

次、4番目の**防災センター**でございます。

防災センター建設についてでございますが、過日ご説明申し上げ、そして山田議員のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。見直しをいたしているところです。災害に強い人、強い組織、強い地域をつくるのが大切であります。これらまとめ次第議会にご説明を申し上げ、ご議論願いたく存じます。

次、5番目でございます。**イズミヤ誘致に関する件**でございます。まず初めの1番、国や県の同意については、さきの山田光春議員の質問でお答えしたとおりであります。

2番の地権者の同意につきましては、5ヘクタールの地区計画地の全員の地権者が借地及び譲渡契約に

ついて合意されています。

3番の、雇用、税込通しですが、一般のスーパーセンターの規模として600人のパート及び社員を計画されています。税込については法人税、固定資産税、そして町民税が期待されます。法人税については当年度の法人税の一定割合に対し、本町内で働く社員の数で按分されますので、見積りは極めて困難であります。その他にいろいろな相乗効果として10数社の関連企業や周辺沿道にも新企業の進出が期待できます。

次に4番、近隣住民の説明ですが、地元地区の総会を開催していただき、イズミヤ株式会社とともに説明会をさせていただきました。今その中での問題点を関係機関と調整の上、解決のため努力をいたしたいと思っております。

5番の渋滞対策でございます。大規模店舗立地法に基づく交通量調査により渋滞が起これぬよう、進入路の新設や車線の拡幅等を検討しています。通学路については地元で理解を得られる方法で検討しているところであります。

最後の6番目、**ごみ行政に関する幾つかの件**ということで、ご質問をいただきました。

まず1つ目、ごみ袋 SS サイズの販売方法限定に対し、条例違反ではないかとの質問でございます。答弁として、住民の一部皆さんの要望により、SS サイズの可燃ごみ袋を20年4月より販売するに当たり、役場を含む公共施設を販売を行い、6月1日から各販売店で販売を開始いたしました。販売箇所を2ヵ月間公共施設で試行をいたしましたのは、製作枚数や在庫管理の状況を考慮してのことであり、条例に抵触するものではありません。

2番でございます。ごみ分別について学習会を持っていただくか、ご提案でございます。答弁は、ごみの分別、減量は大変重要であり、住民のご理解、ご協力により行えるもので、今後広報を含めてPRしていくとともに、学習の機会を設けてまいりたいと思っております。

次、3番でございます。労働環境改善の取り組みについてでございます。作業改善についてはできる限りの改善を行っており、暑さ対策としてはスポットクーラー等を配備しており、常に改善を心掛けております。事故防止につきましては、始業時の確認、特に職員、収集委託業者従業員、シルバー人材センタースタッフ、支援スタッフなどクリーンセンターで働く人の健康状況について確認をするよう努めております。さらに、場内整理整頓、機械操作の研修、点検を行うなど徹底しており、また場内へは大変広い施設ですので、外部からのごみ搬入者等の出入についても、事故など起きないように厳しいチェック体制の構築に努めているところでございます。以上でございます。

八尾春雄2回目の質問

青木議長 それでは、10番、八尾君! 2回目の質問を受けます。

八尾議員 2回目の質問を行います。

旧清掃センターの撤去の問題ですが、撤去の具体的なやり方については実際に工事をされる方と相談をするというふうにありますけれども、その中で一つ住民が心配しているのが煙突の問題があります。あらぬ方向に倒れて付近の住宅に被害が出るのではないかと不安の声が聞こえます。これなどはどのようなやり方があるかということを説明をお願いします。

それから、工事着手して必要なデータも確認してということになると思うんですが、もしその途中で何らかの異常数字が出ると。土壤の汚染のことについても調べてみたらいろんな数字が出てきたとかいうことで、予定外の事態になることも考えておかなければならないと思っております。そういった場合に、工事の進捗状況などについてもきちんと地元住民の皆さんに説明をして確認をして、地元の方がもう心配しなくてもちゃんと大丈夫だ、いけるんだと いうことでやっていただけるようお願いしたいと思っております。答弁ではそういうふうにするんだということになっておりますから、確認をしていただければ結構です。

それから、お金の点について分からない点があります。また、おかしいと思う点があります。素地で、造成工事をしないでやった場合に4億7,000万の収益が上がるんだということになっております。全員協議会でそういうふうな資料いただきました。このたび個別資料ということで1平方メートル5万円で、素地で売却した場合には5万円としたという、そういう積算の資料をいただいたわけですが、ところがこの中には、造成工事をして売却する場合には8万円ではなくて10万円という試算が載っているわけですが、これを計算をしますと、4億

7,000万ではなくて5億2,000万の収益が上がるという計算になるわけです。全員協議会で出された数字とこの個別資料でいただいた数字が異なりますので、一体どれをどういうふうに検討してそのようになったのか、明確にお答えください。

青木議長 答弁。中尾企画部長！

中尾企画部長 お答えいたします。

まず1番目の、解体の中での特に煙突の部分のことでご心配いただいていると思いますが、煙突の倒し方について改めてご説明させていただきますと、いわゆる煙突そのものは根っこから倒してばたんと倒すのじゃなくて、頂上部分から徐々に削っていくという工法になります。したがって、全部煙突の周囲を覆った後、頂上部に人が張りつきまして、各企業で方法は異なるんですが、1つは手作業で取ったガラを煙突の中にはうり込んで、徐々に低くしていくという方法と、もう一つ、コンクリートの専用のカッターで煙突のある高さの分だけ輪切りにしていきまして、徐々に下におろしていくという方法で行います。各社自社のやり方を持っているわけですが、それは提案によって採用させてもらいたいというふうに思っております。ですので、煙突が突然あらぬ方向に倒れるということをご心配いただかなくて結構だと思います。

2番目の、予定外の出来事が起こったときどうするのかということですが、予定外の出来事がないように十分調査をやったつもりですが、万に一つあった場合、当然地元の詳細といえますか、その起こった出来事を隠さず、お互いに信頼関係の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、当然そうやりますので、ご心配いただかなくても結構かと思えます。

3番目の、素地の部分でということですが、この資料の部分につきましては、5万円という内容でお示しさせていただいておりますが、全協で申しました部分と若干変わってるんですかね、これは。

八尾議員 全員協議会の7ページです。そこには8万円になっています。

中尾企画部長 はい、わかりました。8万円というのは、造成後、売却したという表の中の8万円ということで、そうですね。それが25、6万になるんですかね、坪当たり計算しますとね。ただ、この全協の部分の中では、そういう数字をお示しさせていただきましたが、今、完宅と専門用語で呼んでおりますが、完成宅地という形で幾らかということで8万円という、この時点では答えを出しておりました。今、完成宅地の中でどのぐらいするかということは、今大手のデベロッパーさんといえますか、大手の不動産業者、セキスイですとか、大和さんですとか、パナホームさんですとか、近鉄さんですとか、いろいろ各社から事情といえますか、現在の値段と完成した後、あの場所で幾らで売れるだろうかとことをいろいろ聞いております。ですので、一番最低のといえますか、値段が8万円から12、3万という各社のいろんな評価が出ております。いずれにしてももう少し売れるんじゃないかというこちらの思惑もあったわけですが、当時は8万円という数字が先行しておりましたが、今現在、最終的にまとまった数字で言いますと、やはり10万円は見込めるんじゃないかなという予想を立てております。ですので、その差額が2万円出ているということをご理解いただきたいと思います。

そのほかには、それでいいですかね。以上です。

青木議長 3回目の質問、10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問。

今のご答弁だと、5月9日の段階の数字と今の段階の数字は変化がありましたと、こういうふうに聞き取りました。そうしますと、差額が素地で売った場合には4億7,000万なんですが、1平米10万円というこの資料によって計算すると、造成して売却の場合の収益が5億2,800万になるんですね。だから素地で売ったよりもそういう10万円というところにまで達しているのであれば、造成をして売却をした方がむしろ町にとって5,000万円の収益増になると、こういうことが出てくるわけです。これについては金額も大きな金額ですからきちんとやってもらいたいというのが1つです。

それから、この金をどういうふうにするのかについては、ここの単年度に大きな収益の差益を生むというふうであって、町の最重要重点施策を優先にというふうにあります。この間、この議会が始まってからも今、広陵町が抱えることで一番大きな問題は、国保会計の赤字の件ではないのかと。2億4,000万もの赤字を、会計処理によって4月1日時点で既に2億4,000万赤になっているわけです。これをきちんと穴埋めしなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、そういうことができない理由があれば答弁をお願いしたい。

従来、町長さんはどういうふうに言っておられたかというたら、町民はすべて国保に入っていないと。社会保険に入っている人もいれば共済組合に入っている人もいて、そんなことできませんと、こういうご答弁

がございました。けれども、国民健康保険は会社退職したら入る健康保険ですし、収入のない方も入ってきますし、それから収入に応じて課税するのでなくて、1戸当たり幾ら、1人当たり幾らというような金額で計算するという、そういう特別の、最後にたどりつく国保であるわけですから、住民にとっても非常に重要な関心があるわけで、そういうふうにご希望したいと思っております。どうですか。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 さきの素地で売るよりも完宅で売った方がどうかという部分でございますが、いわゆる完宅で売る場合、いろんな人件費やまた造成に関する設計測量調査という部分の費用もかかってきます。また、それと町で完宅を行う場合には、町でそういう宅地を販売しなくてはならない。自分で言うのもなんですが、そういう職員の素人集団がそういうことをできるかどうかという部分もございますので、これはやはり素地で販売して、しかるべき財源を確保する方が得策だという判断をいたしておりますので、よろしく希望したいと思っております。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 国保の赤字に充ててはどうかというご提案をいただいておりますが、やはり国保は国保ということで、さっきのご質問にもお答えしましたとおり、平成20年度から制度も変わっておりますので、そのあたりを見きわめて精いっぱい頑張っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく希望いたします。

青木議長 次に移ってください。八尾君！

八尾議員 部長、そんなふうに言われましたが、引き続き取り組んでいきますのでよろしく希望いたします。

質問事項の2番目は、**後期高齢者医療制度に関する件**でございます。

法律の裏づけを示されまして軽減措置もあるではないかと、こういうふうにご答弁がございました。しかし実際に高齢者の皆さんの声を皆さんは聞いておられないのでしょうか。天引きになって支払いが簡略されて喜んでいる人がいるとかいうお話も出ますけれども、とんでもない認識だと思います。このお金は年金ですから、ちゃんと年金受給者に渡ったうえで、その方の判断で、例えば振り込みがいいのか、それとも自動引き落としがいいのかということの判断をしないと大変なことになる。というのは、やりくりができませんし、これまでだって国民健康保険の場合でも窓口に来られていろいろ相談があつて分割するとか、いろんな相談をしておられると思うんです。そういうことが今度は一切できなくなってしまうと、こういうことなんです。そういう意味で、国民年金の受給者の平均の方も毎月だと4万円台で、年間でも50万ぐらいの方の数字になっているだろうと思うんです。こういう人たちはこれを言うてみたら頼りに、生活の糧にしてやっているわけですから、法律がそういうふうに決まったんで問題がないんだというようなことだけで済ませてもらっちゃ困るといふふうに思います。こういう点で、やっぱり生活権の問題について、町としてどういう認識になっているのか、明確にお答えを希望したいと思います。

それから2つ目は、税金を取られるということについて、納税者としてのやっぱり自覚をきちんとはつきりしてもらふようなやり方からいっても、こういう天引きというやり方はおかしいということを指摘しておきたい。特に浮いた年金の問題があつて、この問題がまだ全然解決もしていないというときに、給付は熱心でないのに控除は熱心にやると、こういうちぐはぐなやり方がとられていることについて、関係のところは関係しておられる部局としてどういうふうにご認識しておられるのか希望したいと思います。2つ目は以上です。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 天引きの実態について、担当者としてどうかというお問い合わせでございます。やはり町長が答弁しました内容と逆行するかもわかりませんが、事務者としていたしましては、年金から天引きをいただくことによって、高齢者の方も手開か省ける。更には我々窓口を担当する職員或いは収税を担当するセクション等々の事務経費も、これ考えますと、いい制度になるのかなと思っております。ただ、おっしゃるように、いわゆる年金を受けられてるお年寄りにとっては、何か一抹の不満、そういったものは出てくる部分というのはやむを得んのかなという思いはしております。ただ、この制度がいわゆる国会の場において十分審議、議論を重ねられた中で法律を改正されて、広く年金をいただいております方からいただくんだということになったわけですから、我々としてはその制度を歓迎すると。ただ、今現在、与党プロジェクトチームにおきまして、いろいろと議論をされているようです。本人の希望によっては普通徴収に切り換え可能ということも出てきて

おります。今後、その動きも見極めながら、広陵町として適切な対応をしてみたいと考えております。以上です。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3番目の質問で3回目の質問です。

役場に対する問い合わせが何件あったかについて300件もあったということで、大変な数字でございます。住民がこれほど多くの問い合わせとか、或いは20件の苦情ということで、こんなことはもうかつてないことではないかというふうには私は思います。現場を預かる者として、やっぱりそういう住民の厳しい実態、この制度に対する反発の声を、困るんだと、生活にかかわって困るんだということをちゃんと役所の中でもきちんと周知していただかないと、今後の行政の進め方についてですね、生活が困っている人がおられたら役場に行ったら相談したらいいよということもなかなか言えなくなりますからね、そういう点で改善をお願いしたいと思います。

75歳という方は昭和8年生まれでね。戦争で苦勞した人ですから、私らが75に達した人とまた状況が違うんだということも踏まえて受けとめていただきたいと思います。その指摘だけして、次の質問に移ります。行っていいですね。

町づくりに関する件でございます。

当初、いただいた資料ではですね、3月議会を目途に条例提案をするというようなスケジュール表が出てきまして私びっくりしましたけども、今、ご答弁いただいた中には、12月議会を目途に提案できるように努力するということになりましたので、大変ありがとうございます。是非その線をお願いしたいと思います。それから、フクダ不動産の件は、やはり町がこの開発指導要綱についてきちんと守れということを最後まで言ったと。途中でどうも相手の側に誤解を与えるような言い方だったのではないと思われる節もないわけではありせんけれども、結局こういう形で進んでいくということについては、住民としても大変喜ばしいことで、よく努力していただいたということで感謝申し上げたいと思います。

先ほどの吉田議員の質問に対する答弁の中で、地元の方にはまだそのことが伝えられてないということで、私、自治会長さんからは、いや、あれ以来フクダ不動産、何も言うてけえへんからどうなってるのかと、もう土地を転売されてまた一からやり直しせなあかんのんちやうかと、こんなお話もありましたので、きちんとそのあたり、状況について地元の方に、

含めてきちんとやっていただきたいと思います。それから、馬見北5丁目の石材スクラップ置き場については、石材置き場は住民がまだ一人も住んでいないときからずうっとおられまして、それで中身をちょっと言いますと、大型のトレーラーで石材を運び込んだり、それから夜の10時以降についても、夏の暑いときなど大声を出して作業をしていたりとか、本当に困ったやり方です。このことについて地主さんは、スクラップ置き場もそうですね、地主さんは同じ同一の方でございますから、町の方でやっぱり率先してですねこういう一戸建ての土地にこのような露天のとはいえ、こういう不適切な使い方についてはやめるようにという指導をですねきちんとやっていただきたいと思います。やっていただけますか、その点お尋ねしておきます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 住宅地ですので、やはり住宅地の中にこういうものがあるということは問題はあるかと思えますけども、今すぐこれをどうせえこうせえということは、ちょっとなかなか相手方のこともありますので。ただ、付近住民の方に迷惑のかからないようには町として所有者に対してそういう指導はさせていただきたいと思えます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問です。

広陵町は奈良県の中でも人口が増えている数少ない自治体の一つでございます。図書館の貸し出しの件で他の市町村の方の利用を断ってはどうかという議員からの質問もありまして、私はちょっと意見を異にしまして、むしろ周辺の図書館にもお世話になったことだし、また来ていただいて、広陵町のええところをしっかりと認識していただいたらどうか。そういう意味で今回の町づくりの問題をめぐる地区計画のことについても、それから集合住宅の建設の問題についても、広陵町は歴史的経過踏まえて町の方がしっかり住宅環境を守っておるんだということが言えるようになれば、私らでもちゃんとお友達来てよというようなことも言えるわけですから。そして今度、清掃センターの跡地についても、指導要綱をきちんと守れということが1つ、それから南3丁目で作成されている地区計画についても、これも守りなさいということを前提にした販売にしていると、

こういうことですから、非常に理屈が整然として整っている

いうふうに私は思っております、非常に感謝いたしております。そういう点で、自治体の長としてこういう町づくりのことに、今後そういう点でどういうふうに取り組まれるのか、決意を一言お願いしたいと思

います。
青木議長 平岡町長！

平岡町長 広陵町のまちは皆さんとともにやっぱり考え合わせて進めていかなければいけない
と思います。多くのご意見を取り入れながら、健全な環境のよいまちづくりを進めたいと、
そのように思っています。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 質問事項第4の**防災センターに関する件**について2回目の質問をいたします。9日の議会
開始前の町長のごあいさつでは、当初5億3,000万の予算を計上しておいたんだが、その後3億円の追加
の費用がかかるということがわかったということも、この判断をされた一つの根拠に上げておられました。そう
すると一体、これはどういうことになるのかと。国に対して助成金をいただこうと、こういうことで申請をする際に、
一体3億円かかるということ認識しないまま申請されたのか、申請自体が非常に遺漏があったと、いかげ
んだったんじゃないかというふうに思っております。議員のところには匿名ですけれども手紙が届いておりま
して、財政が厳しい折に5億3,000万ものお金をかけて防災センター建設するということが本当に必要な
かどうかということで私のところにも手紙かおりました。防災センターを建設すること、それ自体について私、反
対を唱えるものではありませんけれども、先達ての語り部の谷川先生のお話も参考にしながら、いざとなつた
ら役場の職員は助けに来ませんよと、地域の住民のリーダーの方が結束をしてやっていただくということが非
常に重要ですよということもおっしゃっていただいておりますので、そういう点この防災センターを予算提案され
るときの準備段階が果たしてどうだったのかということについて、きちんと説明をしてください。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 準備段階はどうだったかということでございます。基本的にはすべてクリアできるように、十分協議
をして県や国と進めたわけでございます。ただ、先進自治体を見てまいりますと、いろんな装置、システム、ま
たいろんな体験する機能が数多くあるわけでございまして、これは任意でございまして、こうした機器を整備
することが、一番中枢センターとしては好ましいと、こういう指導があるわけでございまして、当初はこういうも
のはもう置かないという考え方で進めておったわけでございます。しかし、だんだんと国の方ではそういうよ
うに指導してくるわけでございまして、また防災機器メーカー等も、広陵町が施設整備をされるということにな
りますと、どんどんとセールスがやってくるわけでございまして、だんだんいいものにしようという気運が高まっ
てまいります。しかし、基本的には中枢センターも必要だが、やはり地域の強い災害に強い地域づくりをし
ていくことも、これも併せて考えなければいけないということで、どちらが先にするか、並行してどう進めるか、
こういう岐路に立たされたわけでございまして、今回、まず地域の整備をしていこう、そして役所の人的財産
をしっかりと養成していこうと、こういうところに見直しを進めているものでございます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 その後、予算を凍結をということで、時間を欲しいということでございますので、ぜひ指摘したこと
も踏まえまして、また今ご答弁いただいたことも踏まえまして、きちんとしたまた計画を提案いただきたいと思
います。

質問の5番目に行きます。**イズミヤの誘致に関する件**でございます。

税収の見込みだとかが難しいとかいうこともありますけれども、地域の近隣の方には期待もされているとい
うことで、いいこともたくさんあるわけです。その中で、3月だったか12月の議会答弁でも、メリットとデメリット
があると、こういうことも町当局も言っておられました。それで、気になる点を3つ質問をさせていただきます。

1つは、水害の問題でございます。安部新田を通過する尾張川は、これまでも水害の危険が多いところ
でもございまして、今回東側に新しい尾張川を掘っておりますけれども、その新田の中のお宮さん、金山彦
神社とか書いてありましたですけどね、あそこで大和高田から北上してくる水と南郷池から来る水がそ
こでぶつかるわけです。この南郷池から来る水が非常に勢いがありまして、高田からの水を逆に南の方へ追
いやるようなそんな勢いがありまして、この水浸きということが非常に大きな課題になっております。付近の住

民の方も一体これがどうなるのかということで不安がっておられるわけです。この水路について、今、どういう進捗状況、どういふ方向で進んでいるのかについて、お答えをお願いいたします。

それから2点目は、人と車の流れがどうなるのかという点でございます。大型店舗ですから、幹線道路から店舗駐車場までの道路がどのようになるのか、付近は本当に大変な渋滞が予想されます。例えば、中和幹線を東側に行って神座を過ぎて左に入ると、こういうことになるだろうと思うんですね。ところが渋滞をいたしますと、神座のまでのところの中和幹線にずらっとこう並びまして、その中和幹線を左折しようという車などは恐らく難しいのではないかと思います。それが実際にはエコール・マミの開店のときの特売価格を目当てにして消費者の方がたくさん来られました。だからそういう土曜、日曜の非常にお客さんの多いとき、それから、とにかく開店のときだとか含めまして、非常に渋滞が心配をされます。具体的にどういふことを考えて渋滞を緩和しようとしておられるのか、対応策を教えてください、ご答弁をお願いします。

それから、子供たちの通学路についても不安があります。新田の中に角っこのところに福寿建設さんという会社がありますけれども、その前の南北に走っている道路は、今回の計画によって道路でないようにしてしまう、潰してしまうと、こういう計画なんですね。ということで、福寿建設まで子供らが来たら、そのまま左折をして、それで大和高田・斑鳩線を渡った方が一番学校に行くには近くてよろしいわけです。ところが説明会に出られた住民の方は、町の方では、そうすると神座のこの大きな交差点の信号から、その新しい信号があって、また次信号があって、渋滞がまたかえって逆の傾向になるんじゃないかということがあって、反対側ですね、福寿建設さんから一旦東側に抜けてましてね、それで遠回りをしていけど、こういう計画があるんだそうです。これは子供たちがどういふふうに通学するか。非常に保護者の方も関心を持っておられますので、解決方法はいろいろやり方があるだろうと思いますけれども、どういふ方向で詰めておられるのか、お尋ねいたします。その3点です。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 お答えいたします。

水害の部分でございますが、今、ご質問のとおり尾張川が大きな雨のときに氾濫をする危険がある川でございますし、今現在、新田の村の東側を新しい尾張川として今つくられております。平成20年度で最終の工事としたいというふうに県の方は言ってくれていますので、それを期待しているところです。20年度になれば新しい河川ができると、20年度の終わりにはできるという予定にはなっております。流域につきましては、西から来る水路については、高田市区域内の高田川から出発をしておりますし、南側は同じく高田市のあれは曙町ですか、その辺まで上流かおるといふ、割と流域の長い水路でして、それなりの水が来るわけです。新しい河川によって解消できると思います。ただ、それだけじゃなく、今ある河川を新しい河川に置きかえるということだけではなく、敷地内に新しい水路を三面張り等新設するという計画をしておりますので、今度は新しい水路と新しい河川と2本立てになるという形で排水対策をしたいというふうに思っております。

2番目の、人と車の流れということでございますが、これも申すまでもなく、調査と、今交通量調査は終わりましたけれども、いろんな想定をいたしております。基本的にはイズミヤさん店内から入るのに右折は絶対避けようという、特に県道からの右折は避けるという基本をとっております。左折で帰るといふ形にしようというふうに思っております。それと中和幹線からご来店のお客さんにつきましては、東から来る人も西から来る人も、全部、いわゆる今、先ほど説明しました新しい河川の東側に新しい町道を新設してもらいまして、これは企業側で設置する道路なんですけど、県道の道路のサブの進入路として新しくつくると。中和幹線からの人はそちらのルートを通して店内に入っていくという今、基本をつくっております。

それと通学路の件でございますが、これは過日、地元で説明いたしましたところ、いろんなご要望も出ております。遠回りというお話でございますが、今の状況で通っていただくよりも、今、説明にありました、サブの新しい道路を使っていただいて、大きな道路を通っていただけないかと。また、今、区域の北側に新しく歩道を設置しよう。いわゆる農免道路という町道があるんですが、区域の北側を隣接している道路なんですけど、その道路に新しく歩道をつけようということも今、考えております。ですので、多少遠回りになるかもわかりませんが、歩道のある通学路として通っていただく方が安全ではないかなというご提案もさせてもらっております。

また、地元の強い要望でもありますように、先ほど言うておられます、福寿建設さんのところから西側へ行くルートも考えられるわけですが、そこで信号をというご要望も聞いております。もちろんこちらの方も香芝署内にまいて信号が可能かどうかという協議はもちろんさせていただいております。ただ、前後の町道の幅

員が狭いということもありますし、県道における信号の位置を考えれば、その南北の信号の信号間の距離が非常に切迫しているという部分もありまして、香芝署の方では今、ちょっと検討をさせてくれという話になっております。今、その返事を待っているところでございますが、いずれにしても交通の支障がこない、安全な形態になるということの基本にして進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 いいですか。時間配分ね。じゃあ**6番目に行きます**ので、済みません。

SSサイズの袋の件は、条例違反ではないというふうに返事かおりましたけど、私はそうは思いません。条例に4月1日からやるというふうに書いてあるんだから、ちゃんと受けとめていただかなければ困ります。この点で答弁をお願いします。

それから、クリーンセンターを訪問して実際の作業を見せてもらいましたら、おりとあらゆるものが入ってありました。容器包装プラスチックの中にいろんなものが入ってありました。学習の場ということですから学習会もお願いしたいと思います。

それから、最後に済みません、もう一つ。

青木議長 いえ、残念ですが、定められました時間がございますので……。

八尾議員 残念ながら。そうですか。労働環境についても質問しようと思ったけれども、以上です。